

議案第三十四号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

令和八年六月二十五日

港区教育委員会

令和8年6月25日
教育委員会議案資料 No.1

港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）

港区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和八年港区条例第十八号）の施行期日は、令和八年八月十日とする。

学 務 課

港区立学校設置条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則について

審議内容

改築中の赤羽幼稚園について、新園舎施設の予定通りの竣工が見込まれることから、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定します。

1 制定理由及び内容

赤羽幼稚園の位置を変更するため、令和8年3月23日付で「港区立学校設置条例の一部を改正する条例(令和8年港区条例第18号)」を公布しましたが、同条例付則において、施行期日は教育委員会規則で定める日と規定しました。

この度、施設の予定どおりの竣工が見込まれることから「港区立学校設置条例の一部を改正する条例」の施行期日を令和8年8月10日と定めます。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月	赤羽幼稚園等複合施設の施設整備竣工
8月	赤羽幼稚園移転